

一般廃棄物処理業者の取り組みと課題

平成 28 年 8 月 2 日

一般社団法人 日本環境保全協会

1. 日本環境保全協会について

- ・ 昭和36年に日本清掃協会(前身)として設立、
昭和46年に日本環境保全協会として改組、
平成26年4月に一般社団法人へ移行
- ・ 市町村の一般廃棄物処理計画に基づいて、市町村からの委託、許可を受け事業を営む一般廃棄物処理業者の団体
- ・ 一般廃棄物の適正処理、清潔、安心、安全の確保を社会的使命として事業を実施
- ・ 会員企業は、一般廃棄物処理業の許可業者あるいは市町村の委託業者として、市民の日常生活や営みから排出されるし尿やごみ(一般廃棄物)を、日々、各地域で適正処理のため邁進
 - 家庭や事業所から出るごみの収集運搬・処理
 - 容器包装、食品循環資源等のリサイクル
 - 浄化槽等生活排水処理施設の維持管理 等



ごみの収集運搬



容器包装のリサイクル(選別)



容器包装のリサイクル(再商品化)



浄化槽の清掃

2. 現場での取り組みと課題

2-1 家屋・事業所等の粗大ごみ・残置物等について

(1) 取り組み

- ・ 一般廃棄物として、家屋や事業所において日常発生するごみや、移転等に伴い発生する粗大ごみ、残置物を処理。
(例) 家屋・事業所の移転時に発生する家具・家電・粗大ごみ等、空き家やごみ屋敷の片付け、廃業した事業所の残置物(調理場の腐敗ごみ、粗大ごみ等)の処理、等々
- ・ 可燃・不燃・段ボール・有価物等に分別し、適正に処理・処分。

(2) 課題

- ・ 解体時の残置物については、元の所有者が解体工事発注前に市町村や地元の一般廃棄物処理業者に相談し、処理方法を検討していただく必要がある。市民や事業者への周知徹底が必要。
- ・ 解体工事においては、最初の段階で一般廃棄物処理業者による残置物の処理作業を工程の一部に組み込んでいただく必要がある。

① 某事業所…段ボール箱に入った事務所ゴミ



作業前

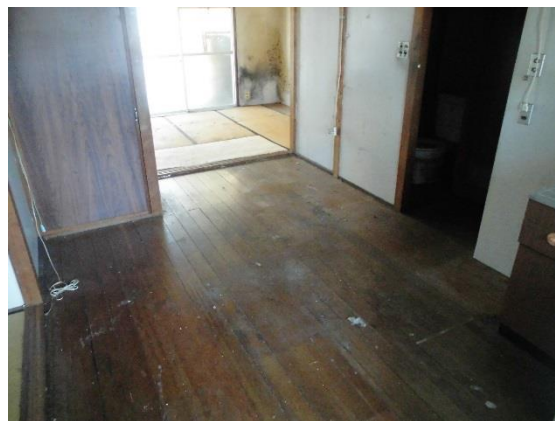


作業後

② 某個人宅…大量の家庭ごみ



作業前(キッチン)



作業後(キッチン)



作業前(居間)



作業後(居間)

2-2 違法回収について

(1) 違法な不用品回収業者

- ・ 一般廃棄物処理業の許可を持たない違法な不用品回収業者によって、一般市民からの廃家電・粗大ゴミ等の回収が行われている。
- ・ 回収品は業者の敷地内に野ざらしで長期間置かれているケースも見られる。
- ・ 無許可業者による廃棄物収集運搬は違法であり、悪質なケースでは無料回収を謳いつつ処理料金が請求されたり、売却できないものが不法投棄されたケースもある。
- ・ 海外輸出される場合は、バーゼル条約等に抵触する恐れがある。

(2) 課題

- ・ 違法回収業者の指導・摘発、違法回収のルート解明と転売先（輸出業者等）への指導・摘発。
- ・ 各市町村での対応事例・成功事例を収集・整理し、未対応市町村の対応促進を図る。
- ・ 国主導による市町村向けの不用品回収対応ガイドライン等の作成と普及。

2-3 事業系ごみからの資源物回収について

(1) 取り組み

- ・ スーパー・コンビニエンスストア・店舗等から発生する資源物の回収とリサイクルに取り組んでいる。
- ・ (例1)[空き缶・ペットボトル・びん] → 回収後に選別・圧縮保管 → 各種再生業者へ売却
- ・ (例2)[食品加工残さ(給食センター・スーパー等)、期限切れ食品(スーパー、コンビニ等)]
→ 回収後に選別保管 → 飼料化・堆肥化

(2) 課題

- ・ コンビニで回収された容器類は異物や汚れが多く、きれいな状態で回収されない事が多い。
資源ステーションやスーパーの店頭回収ではきれいに洗って分別された容器類が集まるのに、コンビニの店外に置かれた回収箱には、たばこの吸い殻が入った空き缶や、飲み残しが入ったままのペットボトル、汚れが付いたままの容器が入ってくる。同じ市民で何故このような違いがあるのか？
⇒ 回収 BOX を店舗外ではなく店内に置いて、少しでもきれいな状態で回収する等の試みもみられる。
- ・ 店舗における回収方法の検討や市民の意識向上のための啓発・広報活動等が必要。

2-4 市民への啓発活動について

- ・ 一般廃棄物処理、特にリサイクルにおける分別排出において、市民の役割・協力は重要かつ不可欠な要素であり、廃棄物処理・リサイクルがどのように行われているかを理解していただくことが重要。
- ・ 現場の処理を担う一般廃棄物処理業者として、市民への情報公開・啓発活動に積極的に取り組んでいる。

(例)市町村が企画する環境展への展示協力、市町村の広報ビデオや広報誌への協力、市町村の委託処理を行っている自社施設での社会見学等の積極的な受け入れ、市町村、市民団体、公民館等が主催するごみ分別・リサイクルのセミナーへの講師派遣 等



一般廃棄物処理施設(リサイクル施設)における見学風景(左:小学生 右:一般市民)



処理施設での中学生の職場体験



市町村主催の環境展への出展



公民館が主催するリサイクルセミナーへの講師派遣

2-5 市町村や他の主体との連携

(1) 市町村との連携

- ・各市町村のごみ処理施設(焼却施設・粗大ごみ処理施設・埋立地等)は、計画的に整備された、一般廃棄物を適正処理するために最適化された社会インフラであり、ここへ適切に一般廃棄物を運び込むことが一般廃棄物処理業者の重要な使命である。
- ・家庭や事業所などから発生する様々な一般廃棄物(可燃物・不燃物・資源物等)を適切に回収、選別、処理するために、市町村と協力しながら民間の一般廃棄物処理事業者が委託や許可により活動している。
- ・一般廃棄物処理業者が自ら選別・保管・リサイクル施設を整備し、市町村からの委託を受け、家庭ごみや事業系ごみの中間処理の一部を担っている。

(2) 産業廃棄物処理業者や専門業者との連携

- ・一般廃棄物として排出される中に、毒劇物や危険物などの適正処理困難物や特別管理一般廃棄物が含まれている場合には、適正処分を確保するために産業廃棄物処理業者や専門業者との連携が有効である。(「廃棄物処理法第15条の2の5」等により現制度で適用可能)
- ・国として、市町村に対してこれらの制度を適用するための事例収集・情報提供が必要。

3. まとめ

廃棄物処理の原点は「衛生の確保」である。

そのためには、市民、市町村、処理業者の連携が重要かつ不可欠であり、これまでの長い経験を踏まえ、廃棄物の減量化やリサイクルの推進などの視点が加わって構築された現行の廃棄物処理制度の下において、現在は十分な連携が取られ適切に処理が行われている。

今後、新たな視点が加わっても、常に廃棄物処理の原点である「衛生の確保」が担保されるよう、廃棄物処理制度の運用が行われるべきである。

以上